

薬生食輸発0707第1号  
令和5年7月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(イラン産ピスタチオナッツのクロルピリホス、インド産ひよこ豆のクロルピリホス、中国産しそのアトラジン及びにんにくの茎のチアメトキサム並びにフランス産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年6月29日付け薬生食輸発0629第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、輸入時に実施した、イラン産ピスタチオナッツ、インド産ひよこ豆及び中国産しそのモニタリング検査、フランス産りんごジュースの自主検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、イラン産ピスタチオナッツのクロルピリホス、インド産ひよこ豆のクロルピリホス、中国産しそのアトラジン並びにフランス産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産にんにくの茎のチアメトキサムについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和5年7月7日	イラン	ピスタチオナッツ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	GREEN DIAMOND TREE CO.,LTD.
	インド	ひよこ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)	S.S.INDIA FOODS PVT.LTD.

	中国	しそ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（アトラジン）	SHANDONG XINGHUA IMPORT AND EXPORT CO.,LTD
	フランス	りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）及び原料用りんご果汁	パツリン	DOMAINE ANTOINE MAROIS